



認定日本語教育機関に関する 省令等の案について

認定基準等に関する日本語教育機関認定法の規定



日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）（抄）

（認定）

第二条 日本語教育機関の設置者は、当該日本語教育機関について、申請により、日本語教育を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣の認定を受けることができる。

2 （略）

3 文部科学大臣は、認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認定をするものとする。

一 （略）

二 認定を受けようとする日本語教育機関が、次に掲げる事項について文部科学省令で定める基準に適合すること。

イ 日本語教育課程を担当する教員及び職員の体制

ロ 施設及び設備

ハ 日本語教育課程の編成及び実施の方法

ニ 日本語に通じない生徒が我が国において学習を継続するために必要な学習上及び生活上の支援のための体制

4 （略）

5 文部科学大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、第二項第一号及び第二号に掲げる事項その他の文部科学省令で定める事項を、インターネットの利用その他の方法により、日本語及び複数の外国語で公表するものとする。

（情報の公表）

第三条 認定を受けた日本語教育機関（以下「認定日本語教育機関」という。）の設置者は、日本語教育課程の授業科目及びその内容、生徒、教員及び職員の数、授業料その他の当該認定日本語教育機関における学習の環境に関する基本的な情報として文部科学省令で定める事項を、インターネットの利用その他の方法により、日本語で公表しなければならない。

2 認定日本語教育機関の設置者は、前項の規定による公表を複数の外国語で行うよう努めなければならない。

（日本語教育の実施状況に関する評価等）

第八条 認定日本語教育機関の設置者は、認定日本語教育機関における日本語教育の実施状況について、文部科学省令で定めるところにより、自ら点検及び評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により、日本語で公表しなければならない。

2 第三条第二項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（定期報告）

第九条 認定日本語教育機関の設置者は、認定日本語教育機関における日本語教育の実施状況について、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（帳簿の備付け等）

第十条 認定日本語教育機関の設置者は、認定日本語教育機関の運営状況について、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、これに文部科学省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」（令和5年1月25日）【抜粋】

- 日本語教育機関の認定基準は、推進法において、「日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない」とされていること、また、基本的方針において「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」とされていることを踏まえ、様々な目的を持った外国人等が自立した言語使用者となることができるよう策定する方向性を検討する。
- これに対応するため、認定を受けた日本語教育機関の認定は、「留学」「就労」「生活」の教育課程等に必要な環境を設け、習得レベルとしては、自立した言語使用者となることを基本とした多様な目的を持った日本語教育に対応できるものとする。認定日本語教育機関の教育課程が国際的な通用性を有すものとして認知され、認定機関における課程修了時の学習成果が「留学」「就労」「生活」の様々な場で活用されるよう、日本語教育機関の認定においては、教育課程に関して各認定機関の多様な教育内容・方法等を活かしつつ、「日本語教育の参照枠」を参照した教育課程の編成や学習の評価、機関が備える人的・物的な体制の評価の両視点から確認する。
- その際、「留学」類型の機関については、日本語教育の特性を踏まえつつ、教育機関として評価する基本的事項については、現行の専門学校制度、各種学校制度、法務省告示校制度での日本語教育機関の運用実績も考慮した上で、現行の法務省告示基準などを参考に、課題の改善を含め、教育の質の維持向上を目指した基準とすることを基本とする。

「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」（令和5年1月25日）【抜粋】

- 「就労」や「生活」類型の機関については、その実施主体や形態等も多様であり、「留学」類型のように法務省告示校制度等による評価などの蓄積がないことなども踏まえ、制度開始当初においては、制度趣旨に照らして、質の担保が確実に図られるよう、これまでの蓄積がある「留学」と共通した一定の質を確保するための教育課程、教員、施設・設備などを評価する枠組みを基本としつつ、就労者、生活者の学習ニーズに対応した認定等の在り方を検討することとする。
- 認定制度の開始直後においては、「日本語教育の参照枠」で示す自立した言語使用者としての習得レベル B1 相当以上の教育内容に沿った質を確保することを前提に検討する。その際、「留学」類型や「就労」「生活」プログラムの実績などを参考に、教育課程等に関する教育の内容・方法、施設・設備等一部の基準について、働きながら学ぶ就労者、通学が困難な生活者も含めた学習環境にあわせて実施されている実績などを踏まえ、質を確保するための「就労」や「生活」類型に必要な日本語教育の基準を定めることを検討する。
- また、「就労」や「生活」類型の機関の実績を踏まえた上で、今後の社会的なニーズを踏まえた更なる制度改善に向けて、段階的に必要な見直しや基準等の整備を行うことを検討する。

日本語教育機関認定法の省令等（案）全体像

認定日本語教育機関認定基準の方向性（案）の概要

- I. 総則**
 - ⇒ 趣旨、基本組織等
- II. 教員及び職員の体制**
 - ⇒ 校長、主任教員、教員数等
- III. 施設及び設備**
 - ⇒ 校地、校舎、教室、設備等
- IV. 日本語教育課程**
 - ⇒ 日本語教育課程の目的、修業期間、授業時数、授業科目、遠隔授業、生徒数、入国前準備講座等
- V. 学習上及び生活上の支援体制**
 - ⇒ 生活指導担当者、健康診断、在留の継続に必要な支援体制等

※個別機関の認定にあたっては、法務大臣へ協議を実施

日本語教育機関認定法施行規則の方向性（案）の概要

- I. 認定日本語教育機関**
 - ⇒ 認定申請手続き、情報公表、点検評価、定期報告等
- II. 認定日本語教育機関の教員の資格**
 - 1. 登録日本語教員**
 - ⇒ 登録申請手続き等
 - 2. 日本語教員試験**
 - ⇒ 試験の実施方法、試験の科目、受験手続き等
 - 3. 実践研修**
 - ⇒ 実践研修の科目、受講手続き等
- 4. 指定試験機関**
 - ⇒ 指定申請手続き、試験委員の要件、試験事務規程、事業計画等の認可、事業報告等
- 5. 登録実践研修機関**
 - ⇒ 登録申請手続き、指導者の要件、研修事務規程等
- 6. 登録日本語教員養成機関**
 - ⇒ 登録申請手続き、教授者の要件、養成業務規程等

I. 総則

- 認定基準は認定を受けるのに最低の基準。日本語教育について不断の見直しを行い、水準の維持向上に努めること。
- 認定の審査は、「留学」分野の課程、「就労」分野の課程、「生活」分野の課程の別に行う。
- 大学・専修・各種学校等の日本語教育課程以外の課程を置く機関は、日本語教育を実施するための基本組織を置くこと。

Ⅱ. 教員及び職員の体制

○校長を置くこと。※複数校兼ねる場合は副校長を置くこと。

※機関の責任者として機関の業務をつかさどる者であり、学長、機関長など呼称は問わない。

※主な要件：認定機関の運営に関し必要な見識、教育に関する業務に原則5年以上、社会的信望を有すること

○教員数は、課程の収容定員20人に1人以上（各機関の最低数3人）。

○本務等（仮称）教員数は、課程の収容定員40人に1人以上（各機関の最低数2人）。ただし、大学又は専門課程を置く専修学校が認定を受ける場合で、当該大学又は専門課程を置く専修学校の日本語教育課程以外の教員が当該日本語教育課程の運営について責任を担う場合、課程の収容定員40人以下の際の最低数を1人とする。

※本務等（仮称）教員とは、日本語教育課程の編成その他の認定日本語教育機関の運営について責任を担う教員であつて、専ら当該認定日本語教育機関の教育に従事するもの、又はこれと同等以上の業務を担当し、かつ、本務として当該認定日本語教育機関の教育に従事するものを指す。具体的な教員が本務等（仮称）教員に当たるかどうかは、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容等によって総合的に判断する。

※上記「責任を担う」とは、例えば日本語教育課程の運営の場合、教育課程の運営の責任者である必要はなく、課程の編成会議に参加するなど、運営の一旦を担っていることを指す。

※教員、及び本務等（仮称）教員の数は、例えば、1年の課程、1年半の課程、2年の課程など課程が増加することにより、各課程の収容定員数に応じて増加する必要がある。

認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）②

○本務等（仮称）教員のうちから主任教員を置くこと。

※コーディネーターなど各機関における呼称は問わない。

※主な要件：教育課程の編成・他の教員の指導に必要な知識・技能、本務等教員として3年以上、社会的信望有すること

○教員1人当たりの担当授業時数は週25単位時間以内。

○事務を統括する職員を置くこと。

○情報公表や自己点検評価等を実施するための体制を備えること。

○授業内容や方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修を実施する体制を備えること。

※上記研修には、機関内外での研修や、機関内で初任者等を対象とした組織的・計画的なOJTなども含む。

Ⅲ. 施設及び設備

- 校地及び校舎の位置は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。
- 校地は、校舎等に必要な面積を備え、自己所有かつ負担付きでないか、以下のいずれかに相当するものであること。
 - ※①国・自治体の土地で、譲渡できない特別な事情が認められ、設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
 - ②校地の半分以上が自己所有で、その他の部分について設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
 - ③専修学校、各種学校であること
 - ④設置者が国、自治体、独法、地方独法又は学校等教育機関を10年以上運営する者で、①～③と同程度に認定機関の運営に支障がないと認められること
- 校舎は、教室・教員室・事務室・図書室・保健室等を設けること。

校舎面積は、115㎡以上かつ同時に授業を行う生徒1人当たり2.3㎡以上。校舎は、各校舎間の概ね実距離800m以内、かつ、3カ所以内。

校舎は、自己所有かつ負担付きでないか、それに相当するもの（上記校地と同様）であること。
- 教室は、必要な数・環境を備え、机・椅子・黒板等を備え、同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡以上。
- 必要な種類及び数の視聴覚機器、図書等を備えること。

IV. 日本語教育課程

- 日本語教育課程は、各課程の目指す「留学」の目的に沿った日本語能力を習得させることを目的とすること。B2以上の課程を1つ以上置くこと。
- 修業期間は1年以上。ただし、以下のいずれにも該当する課程は6か月以上でも可とする。
 - ①他にB2以上、かつ、修業期間1年以上の課程を置いている機関が設置する課程であること
 - ②B2以上を目標に設定していること
 - ③授業時数が380単位時間以上であり、かつ、卒業要件として380単位時間以上の授業科目の履修を要件としていること
 - ④生徒が在留を継続するために必要な支援を行うための体制が適切であると認められる機関が置く課程であること
- 修業期間の始期・終期は校長が定める。始期は年4回以内。終期は大学等の入学時期を勘案して適切に定めること。
- 1年の授業を行う期間は、原則35週にわたること。
- 授業時数は、1年にわたり760単位時間以上（1単位時間は45分以上）。ただし、認定機関が大学又は専門課程を置く専修学校である場合、以下のいずれにも該当する日本語教育課程以外の科目を履修させることで、160単位時間を上限に、左記最低授業時数を減することができる。
 - ①アカデミック・ジャパニーズの修得に資する科目など、履修することにより学部や学科での学修における日本語の言語運用能力の涵養に繋がる内容の科目（学部等の基礎科目、初年次教養科目等）であること
 - ②認定機関内において日本語教育課程との体系制を考慮して実施されるものであること
 - ③登録日本語教員が当該科目の補助者として生徒への指導に当たること
- 1週間当たり20単位時間以上、原則AM8:00～PM6:00に授業を実施すること。

認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）⑤

- 各課程の目的及び目標に応じ、適切な授業科目を、生徒のレベルに応じて体系的に開設すること。
各授業科目は、担当能力のある教員が行い、適切な教材を用いて開設されること。
「聞く」・「読む」・「話す（会話）」・「話す（発表）」・「書く」のすべてを盛り込むこと。
上記授業時数以上の日本語教育に加え、専門教育等の科目を一定の制限の範囲内で開設可能。
※上記専門教育等は登録日本語教員以外が担当可能であり、同時に授業を行う生徒数なども柔軟な対応が可能。
- 各課程の目標にかかわらず、個別の生徒のレベルに応じ、当該生徒が在籍する課程が目標とする日本語能力以上の日本語能力の習得に向けた指導をすることができる。
- 修了の要件は、760単位時間（※）×修業期間の年数以上の授業科目の履修と、試験の合格等の適切な要件を設けること。 ※大学又は専修学校である認定機関が最低授業時数を減じた場合はその単位時間数
- 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
※感染症の拡大や災害時等において、対面による授業が困難な場合、臨時的な措置として、対面に相当する効果を有する遠隔授業を実施することは問題ない。
※対面授業にゲストスピーカー等の教員及び生徒以外の者がオンラインで参画することは妨げられない。
- 収容定員数は、以下に定める要件を満たして適切に定めること。
※新規の機関は当初100人以下、以降隔年ごとに1.5倍まで増加可（実員が定員の8割以上いること、生徒が在留を継続するために必要な支援を行うための体制が適切であることが要件）。
※現行の法務省告示機関は現有の、また、一定の確認を経た大学については実績を踏まえた収容定員数を認める。

認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）⑥

○原則、機関が設置する「留学」の課程全体の収容定員数を超えて生徒を受入れないこと。

※例えば、1年の「留学」の課程（収容定員50人）と2年の「留学」の課程（収容定員50人）を置く場合、実員としては、1年の課程に70人、2年の課程に30人でも合計は100人のため問題ない。ただし、入学（入国）の時点で各生徒がどの課程に入るか確定させる必要がある。また、ある課程の実員が収容定員を上回ったことにより当該課程のクラス数が増加する場合等にはその分の教室等の施設や設備が必要となることに留意が必要。

○同時に授業を行う生徒数は20人以下。ただし、生徒の日本語能力、教室の広さ等の施設・設備の環境に照らして、教育に支障がない講義により行う授業はこの限りでない。

○入学者の募集に当たり、情報の提供を適切な方法により正確・確実に行うこと。

○入学を希望する者の能力を確認するための試験等により、入学者選抜を行うこと。

○機関は、日本語教育課程とは別に、海外に所在する外国人に対する日本語教育の講座を置くことができる。（通知等で明示化）

※各認定日本語教育機関が上記を満たすかどうかは、今後策定するコアカリキュラム（仮称）を参照して判断する。

V. 学習上及び生活上の支援体制

○母語支援等の学習に困難を抱える生徒の支援のために必要な体制を整備すること。

※機関内での体制を整備した上で、地域の関係機関との連携や、ICTを活用した母語支援等も活用可能。

○生徒の出席状況を的確に把握し、指導する体制を整備すること。

○災害等で教育を継続することが困難な事態に備え、転学支援の計画策定等、生徒の学習の継続に必要な措置を講じていること。

○生活指導や進路指導を担う生活指導担当者を置くこと。

※生活指導には、行政等の適切な相談窓口へつなぐ役割を含む。

○健康診断を行い、その他保健に必要な措置を講じること。

○生徒が在留を継続するために必要な支援を行うための体制を整備すること。

Ⅱ. 教員及び職員の体制

- 校長（※学長、機関長など呼称は問わない。）を置くこと。※複数校兼ねる場合は副校長を置くこと。
 - ※機関の責任者として機関の業務をつかさどる者であり、センター長、機関長など呼称は問わない。
 - ※主な要件：認定機関の運営に関し必要な見識、教育に関する業務に原則5年以上、社会的信望を有すること
- 教員数は、課程の同時に授業を受ける生徒20人に1人以上（各機関の最低数3人）、
- 本務等（仮称）教員数は、課程の同時に授業を受ける生徒40人に1人以上（各機関の最低数2人）。ただし、大学又は専門課程を置く専修学校が認定を受ける場合で、当該大学又は専門課程を置く専修学校の日本語教育課程以外の基幹教員が当該日本語教育課程の運営について責任を担う場合、課程の収容定員40人以下の際の最低数を1人とする。
 - ※本務等（仮称）教員とは、日本語教育課程の編成その他の認定日本語教育機関の運営について責任を担う教員であって、専ら当該認定日本語教育機関の教育に従事するもの、又はこれと同等以上の業務を担当し、かつ、本務として当該認定日本語教育機関の教育に従事するものを指す。具体的な教員が本務等（仮称）教員に当たるかどうかは、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容等によって総合的に判断する。
 - ※上記「責任を担う」とは、例えば日本語教育課程の運営の場合、教育課程の運営の責任者である必要はなく、課程の編成会議に参加するなど、運営の一旦を担っていることを指す。
 - ※教員、及び本務等（仮称）教員の数は、例えば、1年の課程、1年半の課程、2年の課程など課程が増加することにより、各課程の収容定員数に応じて増加する必要がある。

認定日本語教育機関の認定基準【就労・生活】（案）②

○本務等（仮称）教員のうちから主任教員を置くこと。

※コーディネーターなど呼称は問わない。

※主な要件：教育課程の編成・他の教員の指導に必要な知識・技能、本務等教員として3年以上、社会的信望有すること

○教員1人当たりの担当授業時数は週25単位時間以内。

○事務を統括する職員を置くこと。

○情報公表や自己点検評価等を実施するための体制を備えること。

○授業内容や方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修を実施する体制を備えること。

※上記研修には、機関内外での研修や、機関内で初任者等を対象とした組織的・計画的なOJTなども含む。

Ⅲ. 施設及び設備

- 校地及び校舎の位置は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。
- 校地は、校舎等に必要な面積を備え、自己所有かつ負担付きでないか、以下のそれに相当するものであること。
 - ※①国・自治体の土地で、譲渡できない特別な事情が認められ、設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
 - ②校地の半分以上が自己所有で、その他の部分が機関が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
 - ③専修学校、各種学校であること
 - ④設置者が国、自治体、独法、地方独法又は学校等教育機関を10年以上運営する者で、①～③と同程度に認定機関の運営に支障がないと認められること
- 校舎は、教室・教員室・事務室・図書室・保健室等を設けること。ただし、図書室・保健室は近隣の図書館や病院等との連携で代替できる。
校舎面積は、115㎡以上かつ同時に授業を行う生徒1人当たり2.3㎡以上。校舎は、各校舎間の距離800m以内、かつ、近隣で3カ所以内。
校舎は、自己所有かつ負担付きでないか、それに相当するもの（上記校地と同様）であること。
- 教室は、必要な数・環境を備え、机・椅子・黒板等を備え、同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡以上。
- 必要な種類及び数の視聴覚機器、図書等を備えること。

○以下の要件を満たし、他者と連携して授業を行う場合、当該授業を校舎以外の場所で恒常的に実施可能。

※①校舎以外の場所が教室の要件を満たすこと

②連携する他者と設置者との間で教育課程、点検評価及び情報公表等での連携、事故対応等の施設・設備運営等に関する協定等を締結していること

③教員が遠隔地から授業を行う場合、上記遠隔授業の要件を満たすとともに、校舎以外の場所に指導補助者を配置し、かつ、必要な視聴覚機器等の設備を備えること

IV. 日本語教育課程

- 日本語教育課程は、「就労」、「生活」に必要な日本語能力を習得させることを目的とすること。
「留学」の課程を置かない場合はB1以上の課程を1つ以上置くこと。
- 「就労」・「生活」の課程の修業期間は、目的に照らし適切に定めることができ、個々の生徒は修業期間の一部の履修可。
- 修業期間の始期・終期は校長が定める。
- 「就労」の課程・「生活」の課程の授業時数は、B1の課程においては350時間以上、A2の課程においては200時間以上、A1の課程においては100時間以上。※単位時間ではない
- 各課程の目的及び目標に応じ、適切な授業科目を、生徒のレベルに応じて体系的に開設すること。
各授業科目は、担当能力のある教員が行い、適切な教材を用いて開設されること。
「聞く」・「読む」・「話す（会話）」・「話す（発表）」・「書く」のすべてを盛り込むこと。
上記授業時数以上の日本語教育に加え、専門教育等の科目を一定の制限の範囲内で開設可能。
※上記専門教育等は登録日本語教員以外が担当可能であり、同時に授業を行う生徒数なども柔軟な対応が可能。
また、例えば、「就労」の課程と併せて生徒の業務内容に関する教育を専門教育等として実施することも考えられる。
※授業科目の内容の策定に当たっては、「V. 学習上及び生活上の支援体制」で求められる事業主等や地方公共団体等との連携の中で、学習ニーズを踏まえた内容を設定することが考えられる。
- 各課程の目標にかかわらず、個別の生徒のレベルに応じ、当該生徒が在籍する課程が目標とする日本語能力以上の日本語能力の習得に向けた指導をすることができる。
- 修了の要件は、個々の生徒の目標に応じて上記時間数以上の授業科目の履修と、試験の合格等の適切な要件を設けること。

認定日本語教育機関の認定基準【就労・生活】（案）⑥

- 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
 - 対面に相当する効果がある**同時双方向**の遠隔授業を総授業時数の3 / 4まで実施可。
 - 収容定員数は、**以下**に定める要件を満たして適切に定めること。
 - ※新規の機関は当初100人以下、以降1年ごとに1.5倍まで増加可（実員が定員の8割以上いることが要件）。
 - ※現行の法務省告示機関や大学、その他文部科学大臣が教育に支障がないと認める既存の日本語教育機関については**現有の収容定員数を認める。**
 - 原則、機関が設置する「就労」の課程全体、「生活」の課程全体ごとの収容定員数を超えて生徒を受入れないこと。
 - 同時に授業を行う生徒数は20人以下。ただし、生徒の日本語能力、教室の広さ等の施設・設備の環境に照らして、教育に支障がない講義により行う授業はこの限りでない。
 - 入学者の募集に当たり、情報の提供を適切な方法により正確・確実に行うこと。
 - 機関は、日本語教育課程とは別に、海外に所在する外国人に対する日本語教育の講座を置くことができる。（**通知等で明示化**）
- ※各認定日本語教育機関が上記を満たすかどうかは、今後策定するコアカリキュラム（仮称）を参照して判断する。

V. 学習上及び生活上の支援体制

○母語支援等の学習に困難を抱える生徒の支援のために必要な体制を整備すること。

※機関内での体制を整備した上で、地域の関係機関との連携や、ICTを活用した母語支援等も活用可能。

○生徒の出席状況を的確に把握し、指導する体制を整備すること。

○災害等で教育を継続することが困難な事態に備え、転学支援の計画策定等、生徒の学習の継続に必要な措置を講じていること。

○生活指導を担う生活指導担当者を置くこと。

※生活指導には、行政等の適切な相談窓口へつなぐ役割やキャリア支援等を含む。

○「就労」の課程を置く機関は、外国人を雇用する事業主等と連携して教育課程を編成する等の相当の実績に基づいて、それらの者と連携体制をつくること。

○「生活」の課程を置く機関は、地方公共団体等と連携して教育課程を編成する等の相当の実績に基づいて、それらの者と連携体制をつくること。

※上記連携体制として、機関の主任教員等が、産業界のニーズや地域の生活者の学習ニーズを踏まえて教育課程を設定するコーディネーターとしての役割を果たすこと等が考えられる。

情報公表に関する規定（案）

【国による認定日本語教育機関の公表】

- ✓ 設置者の氏名及び住所（法人は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ✓ 認定を受けた日本語教育機関の名称及び所在地
- ✓ 認定の年月日
- ✓ 教員及び職員の体制の概要
- ✓ 日本語教育課程の目的、目標、概要及び収容定員数
- ✓ 授業料等の機関が徴収する費用
- ✓ 生徒の学習上及び生活上の支援のための体制の概要

【認定日本語教育機関による情報の公表】

- ✓ 設置者の氏名及び住所（法人は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ✓ 認定日本語教育機関の名称及び所在地
- ✓ 日本語教育課程の授業科目及びその内容
- ✓ 生徒、教員及び職員の数
- ✓ 授業料その他の認定日本語教育機関が徴収する費用
- ✓ その他認定日本語教育機関の設置者が必要と認める事項

その他の主な論点への対応（案）②

自己点検評価等に関する規定（案）

【点検及び評価】

- 認定日本語教育機関が法律上義務づけられている自己点検・評価の実施公表については、次に掲げる項目を設定し、毎年1回以上、適当な体制を整えて行うものとする。
 - ✓ 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標の達成状況に関すること
 - ✓ 教員及び職員の組織運営に関すること
 - ✓ 施設及び設備に関すること
 - ✓ 日本語教育課程の編成及び実施に関すること
 - ✓ 卒業の認定及び学習の成果に関すること
 - ✓ 生徒への学習上及び生活上の支援に関すること
 - ✓ 教育活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること
 - ✓ 財務に関すること（**入学者の募集や生徒の入学手続きの支援等を行う者に対して支払った仲介料等の手数料の状況を含む。**）
 - ✓ 上記のほか、日本語教育の実施状況に関し認定日本語教育機関の設置者が必要と認める事項

【第三者評価】

- 認定日本語教育機関は、その教育水準の向上に資するため、自己による点検及び評価に加え、日本語教育の実施状況について、相当の知見を有する第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めることとする。

定期報告等に関する規定（案）

【定期報告】 ※報告の概要を文部科学大臣が公表

○定期報告は、次に掲げる事項（「就労」「生活」は、進路・就職等の状況を除く。）を記載した報告書を文部科学大臣に毎年提出することにより行うものとする。

- ✓ 教員及び職員の体制の整備状況
- ✓ 施設及び設備の整備状況
- ✓ 日本語教育課程の編成、使用教材及び担当教員の状況
- ✓ 生徒の学習上及び生活上の支援の実施状況
- ✓ 入学者の数及び在学する生徒の数
- ✓ 生徒の授業への出席率
- ✓ 卒業した者の数、退学した者の数、進学者数、就職者数、その他就職等の状況
- ✓ 学習の成果（卒業時における生徒の日本語能力を含む。）、その評価の実施、卒業の基準の策定の状況

※なお、「留学」の課程を置く機関については、現行の法務省告示機関が出入国在留管理庁へ報告を求められている、生徒の出席状況や資格外活動の状況等について、在留管理の観点から、引き続き同等の内容の報告が求められる予定。

【帳簿】

○認定機関は、時間割、教員名簿、生徒の学習状況の記録、入学者募集や入学者選抜、財務状況、健康診断（「就労」「生活」は除く。）等について帳簿を作成し、5年間保存する。ただし、入学、卒業等の学籍に関する記録については、20年間保存する。

その他の主な論点への対応（案）④

認定日本語教育機関で日本語教育を担当する教員の経過措置に関する規定（案）

- 次のいずれにかに該当する者は、5年の経過措置期間（令和11年3月31日までの期間）は、登録日本語教員の資格がない場合でも、認定日本語教育機関に教員として勤務できる。
- ①日本語教員養成の420単位時間以上の講座を修了し、かつ、**学士、修士若しくは博士の学位（学士（専門職）・専門職学位・外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者**
 - ②日本語教育に関する大学（外国の大学を含む。）の単位を26単位以上修得し、かつ、**学士、修士若しくは博士の学位（学士（専門職）・専門職学位・外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者**
 - ③公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
 - ④平成31年4月1日以後において、法務省告示機関、大学**又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関**で日本語教育に1年以上従事した経験を有する者

參考資料

認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像

- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。

登録日本語教員



日本語教育機関



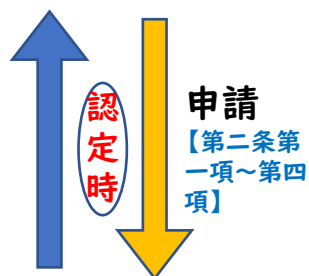
審査・認定

【第二条第一項～第四項】

<認定基準>

- ・教職員体制(登録日本語教員の配置を含む)
 - ・施設設備
 - ・課程の編成、実施方法
 - ・生徒支援体制 等
- ※具体は省令等で検討

日本語教育課程を担当【第七条】



段階的に
勧告 → 命令
→ 取消し
【第十二条・第十四条第一項】

自己点検評価【第八条第一項】

定期報告【第九条第一項】
変更届出【第六条第一項】



機関の基本的な情報をインターネット等により多言語で公表【第二条第五項】
変更届出・定期報告の概要をインターネット等により多言語で公表【第六条第二項・第九条第二項】

学習環境に関する情報公表、自己点検評価の結果公表【第三条・第八条】

社会(日本語学習を希望する外国人、生徒、地域、海外等)

※認定日本語教育機関の認定基準に関する部分

○総則等

総則等において、個別の確認項目を規定する前提として、

- ・社会の要請に応じ、認定を受けた日本語教育機関の目的を達成するため、日本語教育機関が「留学」「就労」「生活」類型に係る日本語教育の適切な目的・目標を定め組織的な教育を行うこと
 - ・各機関が組織の教育水準の自律的、継続的な維持向上にいかに関与するかという観点から認定基準や、関連規定を定めること
- などを検討する。

○教育の内容・方法等に関する評価

【教育課程等】

- ・教育課程等は日本語教育機関における教育活動の根幹であり、自立した言語使用者を育成するために必要な教育課程等の要件として、認定基準においてその外形や教育内容等について評価することを検討する。
- ・「留学」類型の機関としては「日本語教育の参照枠」のB2レベル相当以上を到達目標とする教育課程を置くこととし、留学生として入学する者の進学、就職、自己研鑽等多様な目的に応じて、日本語習得レベルを提示した上で、それらの教育課程を提供するものが認められるものとする。
- ・その上で、教育課程等の外形については、修業期間、授業時数、単位時間等について、これまでの法務省告示基準に基づく運用実績等を踏まえつつ、規定することを検討する。
- ・評価制度は、標準的な日本語教育機関の質の確保を目的とするが、到達目標に必要な学習時間を確保した上で専門教育との円滑な接続を目的とした教育内容を設定する教育課程や、高度人材受入れを促進する教育課程等、社会のニーズに応じて、教育上の観点から特色のある日本語教育の普及を目的とした機関の評価の仕組みについても検討することとする。その際、当該教育課程全体を担当する専門教育等の担当教員との連携などによる教育課程の評価の在り方なども検討する。
- ・留学生の修業期間等の方向性については、認定機関における教育内容・方法等や、教育上・在留管理上の受入れ体制などが整備され、適切かつ確実な運営を行う機関であることを前提に、ゼロレベルからの教育課程への留学生受入れの可能性や、非漢字圏からの留学生の増加などを踏まえ、教育上の観点から実態・課題などを把握した上で、出入国在留管理庁等と連携しながら検討する。

「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」（抜粋）



・また、教育課程の内容・方法等について、文化審議会国語分科会が策定した「日本語教育の参照枠」等に基づいた基準を文部科学大臣が定め、その基準を満たすことを求めることとする。

○人的・物的な体制の評価

【収容定員等】

日本語教育の質を担保するためには、言語教育の特性を踏まえて生徒の数が教員数や施設・設備等の条件に対して適正である必要がある。

・専修学校設置基準・各種学校規程や法務省告示基準を参考に、教員数や施設・設備等を考慮して適正な収容定員を定めること。例えば、現行の法務省告示基準における教員数を参考に、これまでの実績を踏まえた言語教育として適切な教員数の配置として、原則、生徒の定員20人につき1人以上とすることを検討するとともに、講義形式の授業などの場合における柔軟な対応の在り方なども検討すること。

・新設機関については一定の上限を設けることや、増員についてもその規模や頻度について制限を設けること

・機関全体の収容定員だけでなく、同時に授業を受ける生徒の数についても、生徒一人一人と教員が向き合える環境を確保する観点からふさわしい一定人数以下に制限すること

等を検討する。

【教員】

・教員については、授業を担当する教員は全て登録日本語教員でなければならないこととして、その質を担保することとし、各機関における教員の数や教員組織の体制なども教育の質を担保する上で重要な要素であるため、認定基準で確認すること

・教員組織を統べ、機関全体を管理する校長について、これまでの審査などを参考に要件を定めることとするとともに、主任教員や生活指導担当者などの体制も求めること

・教員の数や授業担当時間数の上限について、これまでの審査などを参考に定めること

等を検討する。

「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」（抜粋）

【施設・設備】

教育の質を担保するためには、生徒数に見合った広さを持つ校舎が確保され、教育活動等に必要な施設・設備が設けられている必要がある。このため、専門学校設置基準・各種学校規程や法務省告示基準を参考に、

- ・生徒数に応じた校舎及び教室の面積を確保することを求めるとともに、教育に不可欠な施設・設備の設置を求めること
- ・安定的、継続的に日本語教育を実施するため、校地・校舎は設置者の自己所有か、又はそれに準ずるものとする事等を検討する。

【入学者の募集等】

入学者の募集や選考が適正に実施されることは、各機関の教育の目的や目標に即した適切な教育活動が実施される上で重要であるとともに、生徒にとっても個々のニーズに合った機関を選択する上で重要なものとなる。このため、入学者の募集に当たっての情報提供や記録の保存等に関する事項について、これまでの基準等を参考に規定を検討する。

さらに、我が国への外国人留学生等の適正な入国を担保する観点から、現行の法務省告示基準において定められた入学者の募集や選抜に関する基準と同様の基準を出入国在留管理庁が定めることを予定しており、当該基準を満たしていることを求めることとする。

なお、「就労」や「生活」類型の機関については、選抜を実施していないなど実態が異なる点があることから、入学者の募集等に関する基準のうち同類型の実態に合わない点は適用しないこととする。

【生徒への教育及び生活上の支援体制】

主として外国人を対象に教育を行う日本語教育機関においては、生徒への教育上及び生活上の支援が適切に行われることは、日本語教育の達成のみならず、生徒が我が国社会で円滑に生活していく上でも重要である。また、在籍管理が適正に行われ、静謐な環境が整うことが教育の質を確保する観点からも重要である。このため、認定基準において、

- ・生徒への在学中の教育及び生活上の支援体制を求めるとともに、卒業後の進路を支援する体制を求めること
 - ・生徒や教職員の健康診断等の健康管理の体制を有していることについても確認すること
 - ・生徒の出欠管理に関する基準を現行の法務省告示基準と同様に定めるとともに、出入国在留管理庁が定めることを予定している留学生の在留管理に関する基準を満たすことを求めること
- 等を検討する。

なお、生徒の在籍管理等については、日本語教育機関への在籍を理由に在留が認められる「留学」類型において確認が必要なるものであるため、後述のとおり、「就労」や「生活」類型の機関には適用しないこととする。

「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」（抜粋）

○組織の質の維持向上に関する取組の評価

【機関が自ら教育活動等の質を維持向上するための体制】

- ・今般の認定制度においては、自己評価や情報提供等により機関が自ら教育活動等の評価・改善を継続的に行い、教育の質を維持向上していくためのいわゆる内部質保証の仕組みを盛り込むこととしている。
- ・このため、認定基準においても、それらのPDCAサイクルが機能するための体制が整っていることを確認することとする。学習ニーズを踏まえた目標の明確化、目標に沿ってコース設計ができているかなど、目標、計画、実施、改善という教育活動を評価する機関の内部質保証システムが機能するように、機関内部の評価委員で構成される体制などを確認することとする。
- ・自己点検評価などにおいて、機関の教職員や生徒、進学先の大学・専門学校等や就職先など関係者・関係機関等の意見などを活用した評価などの効果的な取組を実施することなどを提示する。また、就労者、生活者向けの教育課程を置く場合は、企業や経済団体、地方公共団体、外国人の生活支援関係団体などの意見を活用した取組なども検討する。
- ・また、日本語教育機関における日本語教育の質の維持向上を図る観点からは、それに充てられる財政的な資源が適切に確保されていることが重要であるため、適正に財政運営を行うこととしていることを確認することとする。
- ・日本語教育機関の教育の質の維持向上の観点から登録日本語教員となった教師のキャリアアップを図るため、登録日本語教員が認定機関において、継続的に自己研鑽が可能となるよう、認定機関における組織的な研修機会の確保の在り方として自己点検評価の項目に研修計画などを記載するなどの仕組みを検討する。その仕組みにおいては、国や関係団体が実施する研修の他、認定機関における授業見学や必要な研修、外部研修の受講機会促進を計画的に実施していることなどを評価する。

※上記のほか、教育の継続性・安定性の観点から、原則として、合理的理由がある場合を除き、機関の廃止や譲渡は少なくとも一定期間行わないことを求めることや、適正な仲介手数料などの評価の在り方などについて運用も含めて検討する。



文化庁

登録実践研修機関・登録日本語教員 養成機関に関する省令等の案について

登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録手続等に関する日本語教育機関認定法の規定



日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）（抄）

第二十七条 実践研修は、認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得することを目的として、文部科学省令で定める科目について、文部科学大臣が行う。

2・3 （略）

（登録の手続及び要件）

第四十六条 （略）

2 （略）

3 文部科学大臣は、登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、登録をするものとする。

- 一 登録を受けようとする者が実施する実践研修が、第二十七条第一項の文部科学省令で定める科目について行われるものであること。
- 二 登録を受けようとする者が実施する実践研修における前号の科目の指導時間数が、文部科学省令で定める時間数以上であること。
- 三 登録を受けようとする者が実施する実践研修における第一号の科目の指導が、当該科目の指導を行うために必要な資格及び経験として文部科学省令で定めるものを有する者により行われること。

4～6 （略）

（研修事務規程）

第四十九条 登録実践研修機関は、研修事務の実施に関する規程（以下この条及び次条において「研修事務規程」という。）を定め、研修事務の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 研修事務規程には、実践研修の実施の方法その他文部科学省令で定める事項を定めなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の認可をした研修事務規程が研修事務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、登録実践研修機関に対し、その研修事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（定期報告）

第五十一条 登録実践研修機関は、研修事務の実施状況について、文部科学省令で定めるところにより、定期的に、文部科学大臣に報告しなければならない。

（登録の手続及び要件）

第六十二条 （略）

2 文部科学大臣は、登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、登録をするものとする。

- 一 登録を受けようとする者が実施する養成課程が、日本語教育についての基礎的な知識及び技能の習得に必要な科目として文部科学省令で定めるものを含むものであること。
- 二 登録を受けようとする者が実施する養成課程に含まれる前号の科目の授業時間数が、文部科学省令で定める時間数以上であること。
- 三 登録を受けようとする者が実施する養成課程に含まれる第一号の科目の授業が、当該科目の教授を行うために必要な資格として文部科学省令で定めるものを有する者により行われること。

（養成業務規程）

第六十三条 登録を受けた者（以下この節において「登録日本語教員養成機関」という。）は、養成課程の実施に関する規程（以下この条において「養成業務規程」という。）を定め、養成課程の実施に関する業務（以下この節並びに第六十九条及び第七十一条第四号において「養成業務」という。）の開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 養成業務規程には、養成課程の実施の方法、養成課程に関する料金その他文部科学省令で定める事項を定めなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による届出のあった養成業務規程が養成業務の適正かつ確実な実施上不適当であり、又は不適当となったと認めるときは、その養成業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」（令和5年1月25日）【抜粋】

【登録実践研修機関・実践研修関係】

- 令和3年協力者会議報告では、日本語教師の資格取得に当たり、「日本語教師に必要な技能・態度に含まれる実践力を身に付けるため、教育実習を履修することが必要」とされており、実習内容や担当教員数等が示されている。日本語教員の登録については、試験の合格とともに、日本語教育を行うために必要な実践力を身に付けるための教育実習を求めることとし、教育実習について、文部科学大臣の指定を受けた機関が教育実習を実施するための質を充実・改善するための仕組みとして次のような基準等を検討する。
- 資格取得の要件として筆記試験とともに必須となる教育実習は、日本語教師に求められる資質・能力のうち、日本語教師に必要な基礎的な技能・態度に含まれる実践力として不可欠なものとして、平成31年審議会報告において提示された日本語学習を想定して行う実際の指導及びそれに関連する授業などの教育実習の指導内容、指導時間数、指導体制、評価の在り方などを検討する。
- 指定日本語教師養成機関において教壇実習を行う場合は、教育実習担当教員の下に責任を持って教壇実習を行う機関内の体制を明確化するとともに、指定日本語教師養成機関外で教壇実習を行う場合についても、教育実習担当教員と教壇実習指導者の役割分担を明確にし、当該養成機関の責任の下で実習機関も含めて一体的に質を確保する指導体制を置くことを前提に検討する。

「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」（令和5年1月25日）【抜粋】

【登録日本語教員養成機関・養成課程関係】

- 令和3年協力者会議報告において、指定日本語教師養成機関が実施する養成課程を修了した者については、試験の一部を免除することができることとしている。指定日本語教師養成機関として想定されるものとしては、日本語教師の養成コース等を置く大学・大学院や、法務省告示校で文化庁への届出を行っている日本語教師養成研修を実施する専門学校、民間教育機関等が想定される。
- 令和3年協力者会議報告では、指定日本語教師養成機関を修了した者について、筆記試験①と教育実習を免除できるとされ、養成課程の最低単位数等や指定の際の審査項目の案等が示された。また、令和3年10月には学習者の日本語能力習得レベルや評価などの目安となる「日本語教育の参照枠」がまとめられている。
- これを踏まえ、現代的・社会的ニーズに対応した指定日本語教師養成機関の質を確保し、ひいては登録日本語教員の質を確保する観点から、指定日本語教師養成機関の指定等については以下のような項目を検討する。

認定日本語教育機関認定基準の方向性（案）の概要

- I. 総則**
 - ⇒ 趣旨、基本組織等
- II. 教員及び職員の体制**
 - ⇒ 校長、主任教員、教員数等
- III. 施設及び設備**
 - ⇒ 校地、校舎、教室、設備等
- IV. 日本語教育課程**
 - ⇒ 日本語教育課程の目的、修業期間、授業時数、授業科目、遠隔授業、生徒数、入国前準備講座等
- V. 学習上及び生活上の支援体制**
 - ⇒ 生活指導担当者、健康診断、在留の継続に必要な支援体制等

日本語教育機関認定法施行規則の方向性（案）の概要

- I. 認定日本語教育機関**
 - ⇒ 認定申請手続き、情報公表、点検評価、定期報告等
- II. 認定日本語教育機関の教員の資格**
 - 1. 登録日本語教員**
 - ⇒ 登録申請手続き等
 - 2. 日本語教員試験**
 - ⇒ 試験の実施方法、試験の科目、受験手続き等
 - 3. 実践研修**
 - ⇒ 実践研修の科目、受講手続き等
- 4. 指定試験機関**
 - ⇒ 指定申請手続き、試験委員の要件、試験事務規程、事業計画等の認可、事業報告等
- 5. 登録実践研修機関**
 - ⇒ 登録申請手続き、指導者の要件、研修事務規程等
- 6. 登録日本語教員養成機関**
 - ⇒ 登録申請手続き、教授者の要件、養成業務規程等

登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録手順

- 登録日本語教員の養成を希望する大学、専修学校、各種学校、その他教育機関が文部科学省に登録を申請。
- 一機関が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の両方の登録を申請し、登録を受けることも可能。
- 審査は審議会において、登録要件、研修事務規程の認可の可否、養成業務規程の変更命令の可否を審査。
- なお、登録日本語教員養成機関で養成課程を修了した者も登録実践研修機関で実践研修の修了が必要。
※登録日本語教員養成機関が養成課程と併せて教育実習を実施する場合、登録実践研修機関の登録を受け、実践研修として位置づけることとなる。

※一機関が両方の登録を受け、実践研修と養成課程を一体的に実施することも可能。

文部科学省 審議会

登録実践研修機関の登録

- 登録要件の確認
 - ・省令で定める科目を実施しているか
 - ・科目の指導時間数が省令で定める時間数以上か
 - ・指導者が省令で定める資格・経験を有しているか
- 研修事務規程の認可の審査

登録日本語教員養成機関の登録

- 登録要件の確認
 - ・省令で定める科目を実施しているか
 - ・科目の授業時間数が省令で定める時間数以上か
 - ・教授者が省令で定める資格を有しているか
- 養成業務規程について変更命令の可否を審査

登録実践研修
機関の登録の
申請

大学、専
修学校、
各種学校、
その他教
育機関

登録日本語教員
養成機関の
登録の申請

大学、専
修学校、
各種学校、
その他教
育機関

登録実践研修
機関の登録
研修事務規
程の認可

登録実践
研修機関
として実
践研修を
実施

登録日本語教員
養成機関の登録
養成業務規程の
届出受理

登録日本
語教員養
成機関と
して養成
課程を実
施

実践研修の科目・指導時間数に関する規定（案）

○実践研修においては、以下を取扱うこととする。

- ① オリエンテーション
- ② 授業見学
- ③ 授業準備
- ④ 模擬授業
- ⑤ 教壇実習
- ⑥ 実践研修全体総括

※上記は、各機関での授業科目の設定方法をしぼるものではなく、例えば、大学において1つの授業科目の中でこれら全ての内容を扱う方法により実施することも可能。

○実践研修の指導時間は、45単位時間（1単位時間は45分以上。大学の単位に換算すると1単位）以上とする。

養成課程の科目・授業時間数に関する規定（案）

○養成課程においては、以下を取扱うこととする。

- ① 社会・文化・地域基礎
- ② 言語と社会基礎
- ③ 言語と心理基礎
- ④ 言語と教育基礎
- ⑤ 言語基礎

※上記は、各機関での授業科目の設定方法をしぼるものではなく、例えば、大学において1つの授業科目の中でこれらの内容に跨がる内容を扱う方法により実施することや、1つの内容を複数の授業科目で実施することも可能。

○養成課程の授業時間は、375単位時間（1単位時間は45分以上。大学の単位に換算すると25単位）以上とする。

実践研修の指導者に関する規定（案）

○実践研修の指導者の要件は以下のいずれかとする。

- ① 日本語教育に係る学位（学士・修士・博士（学士（専門職）・専門職学位を含む。））。外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者で、かつ、日本語教育に関する研究業績を有する者
- ② 日本語教育に係る学位（学士・修士・博士（学士（専門職）・専門職学位を含む。））。外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者で、かつ、大学・専修学校・各種学校・その他教育機関で登録日本語教員又は登録日本語教員となることを希望する者を対象とした研修・授業を1年以上担当した者
- ③ 登録日本語教員の登録を受けた者で、かつ、大学・専修学校・各種学校・その他教育機関で登録日本語教員又は登録日本語教員となることを希望する者を対象とした研修・授業を1年以上担当した者
- ④ 登録日本語教員の登録を受けた者で、かつ、認定日本語教育機関で日本語教育に3年以上従事した者

※ 経過措置期間中は、②の登録日本語教員は他の日本語教員でも可とし、③④の登録日本語教員の登録は現行告示基準の教員要件を満たす者でも可とし、④の認定日本語教育機関は法務省告示機関や大学でも可とする。

養成課程の教授者に関する規定（案）

○養成課程の教授者の要件は以下のいずれかとする。

- ① 養成課程の科目に係る学位（修士・博士（専門職学位を含む。））。外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者
- ② 登録日本語教員の登録を受けた者で、かつ、養成課程の科目に係る学士の学位（学士（専門職）を含む。外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者

※ 経過措置期間中は、②の登録日本語教員は他の日本語教員でも可とする。

研修事務規程の認可の審査に関する確認事項（案）①

登録実践研修機関が定める研修事務規程の認可に当たり確認する事項（案）

（科目の実施方法に関すること）

- 各科目が、実践研修の目的に照らし、それぞれの科目を担当する能力を有する指導者が実施し、適切な教材を用いて、適切な時間配分により、体系的に行われているか。
- 実践研修の目的に照らし、適切な修了の要件を設けているか。
- 実践研修は、対面に相当する効果を有するオンライン授業（同時双方向・教員や他の受講者とのやりとりの機会の確保等の一定の要件を満たすオンデマンド）で履修させることができる。ただし、教壇実習に関する科目及び模擬授業に関する科目のうち、授業の補助又はその予行演習を行う部分については、対面でなければならない。

（教壇実習に関する科目に関すること）

- 教壇実習に関する科目は、5人以上の生徒に対して同時に行われる日本語教育の授業（教壇実習機関が開設する通常の日本語教育課程の一部又はそれに相当する実施形態であるものに限る。）の補助を行うものになっているか。

※「授業の補助」とは、教壇実習の指導者の指導・助言の下、受講者が教壇に立つ実施形態を指す。

- 教壇実習に関する科目は、受講者1人につき45分以上の授業の補助を単独で2回以上行うものになっているか。
- 教壇実習機関は認定日本語教育機関であるか。ただし、以下のすべてを満たす場合は認定日本語教育機関以外も可能。

①登録日本語教員養成機関の登録も受けた者が実践研修を実施すること

②教壇実習機関が日本語教育課程を実施していること

③認定基準で示す主任教員に相当する者の配置等上記日本語教育課程を適正に実施する体制を有すること

※具体的には、登録日本語教員養成機関内の教壇実習のほか、認定機関・外国の大学・企業・難民を対象とした日本語教育機関、地域の日本語教室等との連携による教壇実習が想定される。

※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「小学校等」という。）を教壇実習機関とする場合の要件は、今後引き続き検討する。

【これまでのWG・小委員会での関連する御意見】

- ・小学校等を教壇実習機関とする場合、日本語教育の授業を受ける児童生徒は5人未満でも可としてもよいのでは
- ・小学校等を教壇実習機関とする場合の受講者は、児童生徒に指導を行う素養を有すべきとの観点から、一定の要件を設けるべき

研修事務規程の認可の審査に関する確認事項（案）②

- 教壇実習機関と登録実践研修機関との間において、教壇実習に関する科目の実施に関し必要な事項を定めた協定を締結しているか。
- 教壇実習機関に認定日本語教育機関（経過措置期間は法務省告示機関・大学でも可）において日本語教育に3年以上従事した経験を有する指導者を1人以上置いているか。当該指導者が同時に指導する受講者の数は、20人を超えていないか。
※地域の日本語教室等が教壇実習機関となる場合、教壇実習機関側で指導者の要件を満たす者を確保することが難しい場合も想定されるため、受講者に必要な指導を行うことが可能な登録実践研修機関等の指導者が教壇実習機関で指導に当たるなど、指導者の在り方は引き続き検討する。

（指導体制等に関すること）

- 実践研修を実施する学科等に所属し、実践研修内容の編成等の責任者となる指導者を置いているか。
- 実践研修の実施に係る事務の責任者を置く等の必要な職員の体制を整備しているか。

※各登録実践研修機関の研修事務規程が上記基準を満たすかどうかは、審議会が策定するコアカリキュラム（仮称）を参照して個別の申請ごとに判断する。

養成業務規程の変更命令の要否の審査に関する確認事項（案）

登録日本語教員養成機関が定める養成業務規程について変更命令の要否の審査に当たり確認する事項（案）

（科目の実施方法に関すること）

- 各科目が、養成課程の目的に照らし、それぞれの科目を担当する能力を有する教授者により、適切な教材を用いて、適切な時間配分により、体系的に行われているか。
- 各科目の実施に当たり、通常の受講者が授業時間の二倍に相当する時間を要する学習を、授業時間外に行わせるカリキュラム内容となっているか。
※授業時間を法が求める最低授業時数より増加する場合は、当該増加分以内で授業時間外の学習を減ずることは可。
- 教授者数、施設及び設備その他の条件を考慮して、適切な数の受講者数を定めて行われているか。
- 養成課程の目的に照らし、受講者の能力を確認するための試験等の適切な修了の要件を設けているか。
- 授業をオンラインで行う場合、対面に相当する効果を有すると認められるもの（同時双方向・教員や他の受講者とのやりとりの機会の確保等の一定の要件を満たすオンデマンド）であるか。

（教授体制等に関すること）

- 本務等（仮称）の教授者の中から主任者を置いているか。
※本務等（仮称）教授者とは、養成課程の編成その他の当該養成課程に係る業務について責任を担う教授者であって、専ら当該養成課程を置く登録日本語教員養成機関（学部や学科等で養成課程を実施する場合は当該学部や学科等）の教育に従事するもの又は本務として当該養成課程を置く登録日本語教員養成機関（上記学部や学科等）の教育に従事するものをいう。なお、養成課程を置く登録日本語教員養成機関（上記学部や学科等）で専ら又は本務として教育に従事するものであるため、養成課程の業務のみに専ら又は本務として従事することを求めるものではない。
- 養成課程の収容定員数133人につき1人以上の本務等（仮称）の教授者を置いているか。その上で、本務等（仮称）の教授者の数が3人を下回っていないか。
- 養成課程の実施に係る事務の責任者を置く等の必要な職員の体制を整備しているか。

（受講手数料に関すること）

- 手数料の額が養成業務の実施に要する費用に照らし、適正な額となっているか。

※各登録日本語教員養成機関の研修事務規程が上記基準を満たすかどうかは、審議会が策定するコアカリキュラム（仮称）を参照して個別の申請ごとに判断する。

登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の報告等に関する規定（案）

- 毎年、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出すること。
 - ✓ 実践研修を担当する指導者その他の職員の構成
 - ✓ 施設及び設備
 - ✓ 実践研修の実施内容
 - ✓ 手数料及び収支に関する事
 - ✓ 受講者の進路選択その他の支援に関する事

- 実践研修又は養成課程を実施したときは、遅滞なく次の事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出すること。
 - ✓ 受講者数
 - ✓ 修了者の数
 - ✓ 修了の年月日
 - ✓ 修了した者の修了証書の番号、氏名、生年月日及び本籍地都道府県名を記載した修了者一覧表

日本語教員試験・実践研修に関する主な規定（案）

日本語教員試験に関する主な規定（案）

- 日本語教員試験の実施方法等
 - ✓ 日本語教員試験は、筆記の方法により行う。
 - ✓ 基礎試験及び応用試験のいずれにも合格し、又は免除を受けた者を日本語教員試験の合格者とする。
 - ✓ 応用試験の合格者の判定は、基礎試験に合格した者及び基礎試験の免除を受けた者について行う。
- 日本語教員試験の科目は以下の範囲から出題する。
 - ✓ 社会・文化・地域
 - ✓ 言語と社会
 - ✓ 言語と心理
 - ✓ 言語と教育
 - ✓ 言語
- 基礎試験の免除を受けるための資格
 - ✓ 過去の基礎試験の合格
 - ✓ 文部科学大臣が指定する外国の大学等の高等教育機関が実施する養成課程の修了

実践研修に関する主な規定（案）

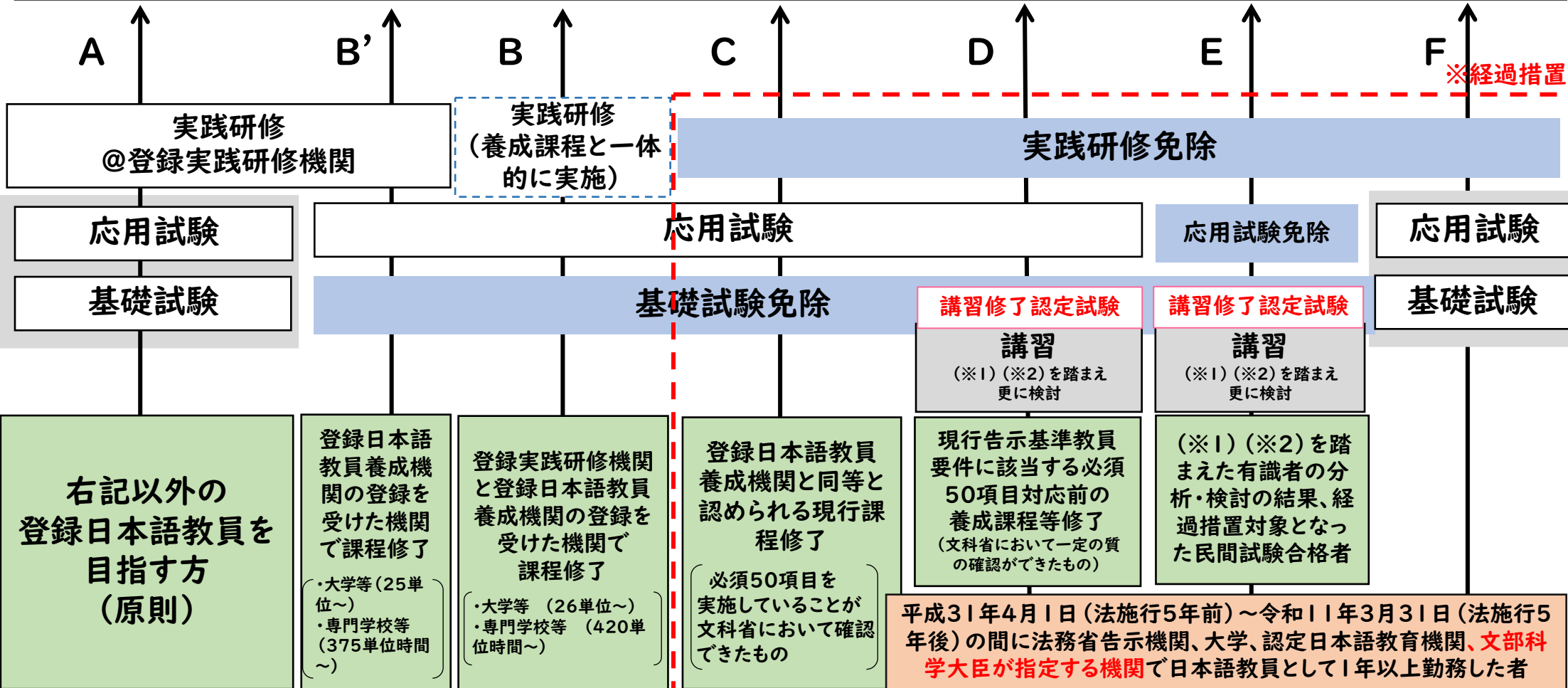
- 実践研修の受講資格
 - ✓ 基礎試験に合格した者
 - ✓ 養成課程（文部科学大臣が指定する外国の大学等の高等教育機関が実施する養成課程を含む。）を修了した者及び修了する見込みの者
- 実践研修を修了した者とみなす者
 - ✓ 文部科学大臣が指定する外国の大学等の高等教育機関で実践研修に相当する研修を修了した者

登録日本語教員の資格取得ルート（経過措置）（案）

- 経過措置期間は原則として法施行後5年（令和11年3月31日）までとする。
- ただし、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等に配慮が必要。このため、大学等の準備が遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、Cルートのみ経過措置期間を令和15年3月31日までとする。

※は経過措置

登録日本語教員



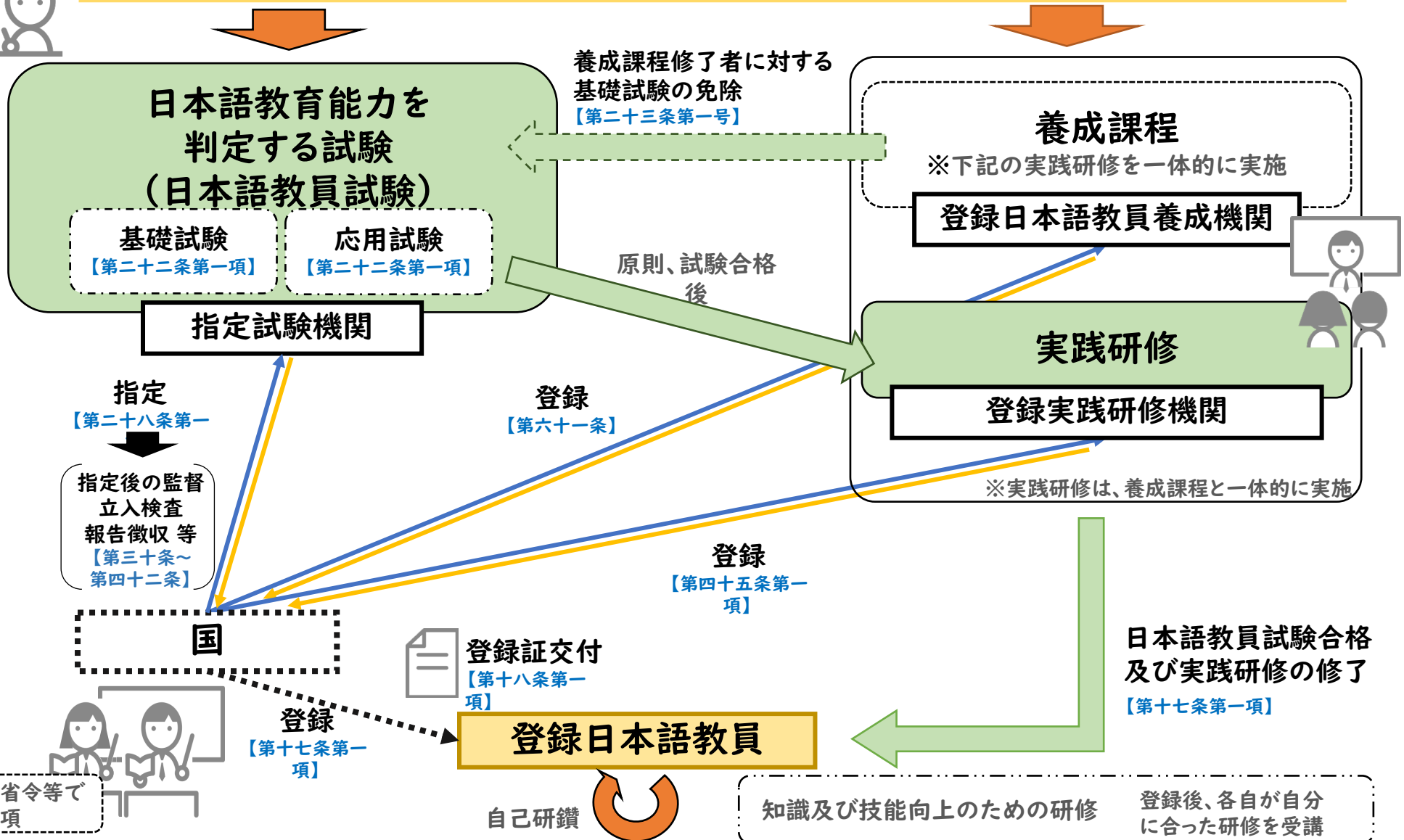
※1 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日）文化審議会国語分科会
 ※2 日本語教育のための教員養成について（平成12年3月30日）日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議

參考資料

認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度

認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。

日本語教師を目指す者（年齢、国籍、母語を資格取得要件としない）



※実践研修及び登録実践研修機関に関する部分

【教育実習内容】

・原則として対面で以下の内容を学習する。

① オリエンテーション：目的、学習者のニーズ分析、構成要素と内容、学習者、コースカリキュラム、教材分析

② 授業見学：指導の流れ、学習者観察の視点、授業分析評価の観点

③ 授業準備：指導項目の分析、教案作成、教材教具準備

④ 模擬授業：授業計画や教材・指導方法等の妥当性を検討することを主な目的としたシミュレーション。

模擬授業は複数回実践し、振り返りを行う。

⑤ 教壇実習：1単位時間の指導2回を含む、複数回の教壇実習を実施

⑥ 教育実習全体の振り返り：準備から授業報告までの一連の流れを振り返るとともに、学習者評価・教師評価・授業評価を行い、授業改善の手法を学ぶ。

・対面のクラス指導以外の授業内容に応じた形態（個別指導、一対一の指導等、オンライン）、対象別、レベル別、言語活動別の指導力を育成する多様な教育実習が設計されることが望ましい。

・実習授業の方法として、オンラインで対応可能な範囲を検討する。その場合、多様なメディアを高度に利用して行うオンライン授業については、同時かつ双方向に行われるもの、毎回の授業の実施に当たって、当該授業を行う教員が当該授業の終了後に適切な方法で設問回答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せて行うこと、生徒の意見交換の機会を確保するなど、対面授業に相当する教育効果を有すると認めた授業を実施できることを前提に検討する。

・オンライン授業で指導することも想定し、⑤教壇実習においても対面授業とオンライン授業ができることも重要であり、オンラインでの実習についても、その具体的な在り方も含め検討する。

【教員の要件】

- ① 専任(常勤)の教育実習担当教員を1名以上配置
- ② 教育実習担当教員の要件
 - ・教育実習を実施する学科等の組織に所属
 - ・日本語教育に関する学位等の資格（登録日本語教員であることが望ましい）
 - ・教育法に関する教育・研究上の業績・実績又は実務上の実績
 - ・教育実習内容の編成に参画
 - ・複数配置する場合、必須の教育内容を指導するために必要な専門的指導を行う者で構成
- ③ 教壇実習指導者は、平成31年審議会報告において示された日本語教師に必要な技能・態度に含まれる実践力を備えた実務経験を有する「中堅」の段階以上にある者

※教育実習を担当する専任（常勤）の教育実習担当教員の配置については、養成機関が少ない地域などにおける対応について継続して検討を行う。

【教壇実習】

- ・原則として5名以上の日本語学習者に対するクラス指導で、実習生一人につき1単位時間以上の指導2回以上を実施
- ・大学等の指定日本語教師養成機関における教育実習担当者と教壇実習指導者が異なる場合、連携の在り方や、機関内の体制を明確にすること
- ・教壇実習施設が実習実施機関と別にある場合は、教壇実習指導者を1名以上配置し、1名当たりの教壇実習指導者が担当する実習生は年に最大20人までとし、実習の質の維持向上を図る体制を含め、その具体的な連携など運用の在り方とともに検討する。
- ・教育機関が定めたシラバス・カリキュラムにのっとり行われるクラス形式の授業を経験することとする。
- ・教壇実習の対象となる学習者は、日本語を母語としない者とし、教壇実習の内容レベルにあった者とする。
- ・教壇実習の実施に際しては、次のような教壇実習施設を利用。

「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」（抜粋）

(例) 指定日本語教師養成機関内の教壇実習のほか、指定日本語教師養成機関外で想定される教壇実習施設

- ・認定を受けた日本語教育機関に設置されたコース
- ・地方公共団体が主催する地域日本語教室のコース ※ 1
- ・小中高等学校等の実習施設における自治体や学校法人と連携した児童生徒に対するコース ※ 2
- ・企業・事業者等と連携した就労者向けコース
- ・指定日本語教師養成機関が海外の大学等と提携した留学前日本語コース

※上記のコース例について、実習実施機関と受入れ先となる機関等の実態等を踏まえた内容・体制などの在り方を別途検討する。

※ 1 地方公共団体、関係団体等で生活者のための日本語教育を実施している機関が、大学等養成機関とパートナーシップを形成し、将来的には地域の生活・就労支援を支える人材の養成・確保につながる可能性を視野に、地方公共団体における理解・協力が得られるよう国が十分に説明を行うなど、今後の対応を別途検討する。

※ 2 小・中・高等学校等における実習指導について、日本語教師の「中堅」に該当する者がいない場合、「教壇実習指導者」として認定するのが難しいため、学校における実習指導については別途検討する。

※経過措置期間中の対応については別途検討する。

【教育実習の評価・公表】

- ・各機関の質保証のため、教育内容や受講料等の適切な評価項目・評価基準を定め、専任の教育実習担当教員及び教壇実習指導者が行い、必ず課程・実習責任者が評価決定の最終確認を行う。
- ・教育実習の実施機関は、実習計画の概要、実習指導体制と方法の概要、教壇実習施設との連携の概要、評価方法の概要、受講料等を公表する。
- ・各年度の教育実習受入れ数、修了者数等について、定性的な評価とともに公表する。

【定期報告等】

- ・指定後も一定の水準が維持されるよう、教育活動の状況に関する国への定期報告を行うとともに、定期報告等で課題が把握された場合には、指導・助言の端緒とするとともに、必要に応じて改善等を促す。

※登録日本語教員養成機関に関する部分

【機関の基本情報】

- ・機関及び日本語教師養成課程の名称、設置形態、代表者、養成事業の概要、養成の実施形態、養成の実施場所・環境・設備、個人情報保護の取組、連絡先 など

【課程の教育内容等】

- ・次のような観点を踏まえ、コースカリキュラム・シラバス、定員、受講対象者、科目担当教員数及び略歴、修了要件及び評価の考え方、受講ルール・マニュアル、広報資料、証明書様式、テストサンプル等を提示すること
- ・平成31年審議会報告で示された「必須の教育内容」50項目を網羅すること
- ・「日本語教育の参照枠」を踏まえ、言語教育法・実習などの教育内容を編成すること
- ・「必須の教育内容」50項目の各教育内容の時間配分が適当であること
- ・養成課程全体として学習が体系的であること
- ・講義、演習形式だけでなく体験、事例研究、問題解決学習など主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れること
- ・機関独自の学習内容を含める場合、原則、養成課程全体の学習内容のうち3分の2以上が「必須の教育内容」50項目に関するものであること。ただし、学校教育や社会教育などの専門性を有する者が日本語教育を学ぶ課程の場合は、これによらない場合も認める方向性について引き続き検討する。
- ・テストやパフォーマンス評価等により履修者の到達度の確認を行い、一定水準以上をもって修了させること
- ・通信による課程の場合、一定の単位時間以上の面接授業又は同時双方向性のある多様なメディアを高度に利用した授業による科目を含むこと
- ・その他、定員、受講ルール・マニュアル、広報資料、証明書様式、テストサンプル等が適正であること

【教員】

- ・養成課程を実施する学科等の組織に所属し、養成課程の編成に責任を有する常勤の主任 教員を置くとともに、収容定員に応じて一定の数の常勤の教員を置くこと
- ・各科目の担当教員が、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すること
- ・求められる要件など教員審査の観点について、専門的観点から検討すること

「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」（抜粋）

【実施体制、受講管理体制】

- ・日本語教師養成課程の教員組織が適切に整備されていること
- ・受講管理体制が明確かつ適切に整備されていること

【財務状況（受講料、教材費、講師謝金等）】

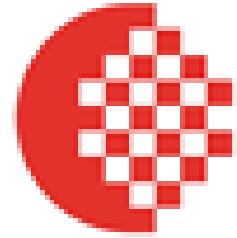
- ・指定日本語教師養成機関の財務状況を提示すること
- ・受講料、教材費、講師謝金等を適切かつ明確に定めていること
- ・受講料等の適切性や財務状況の整合性などの審査の観点など具体的に検討すること

【教育実習の実習施設及び実施計画】

- ・日本語教師養成課程と教育実習を一体的に実施することができる連携体制を有することとし、指定日本語教師養成機関は、実習全体の基本方針として、実習全体に関する組織体制・指導体制、実習計画・教壇実習施設概要等を明確にする。
- ・教壇実習が指定日本語教師養成機関外の場合は、当該養成機関との連携・指導体制、評価方法・基準・危機管理体制などを含めた実習計画等を策定すること

【自己点検評価、第三者評価の実施体制】

- ・指定日本語教師養成課程を有する機関は、当該機関における課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設・設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すること
- ・適切な第三者評価を実施する機関については、第三者評価を推奨する観点から、指定後のフォローアップにおける諸手続きの負担軽減策などにより、各機関による第三者評価の積極的な実施を促すことについて、大学で実施されている認証評価や民間機関などの評価制度との関係も整理しながら検討する。



文化庁